

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎高知県個人情報の保護に関する法律施行条例	5
◎高知県職員の高齢者部分休業に関する条例	12
◎高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例	12
◎職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	17
◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	33
◎高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	33
◎高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	33
◎高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	34
◎高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例	35
◎高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例	36
◎高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例	36

## 公布された条例のあらまし

### ◆高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（高知県条例第34号）

- 1 条例制定の目的  
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等を考慮し、同法を施行するため、同法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
  - (1) 保有個人情報の開示請求があったときに開示する公文書に含まれる情報として、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）において開示することとしている国家公務員等の氏名を加えること。（第4条）
  - (2) 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にななければならないこととし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができること。（第5条）
  - (3) 開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとする。（第6条）
  - (4) 県の機関に対し保有個人情報の開示請求をする者は、開示の実施の方法が地方公共団体等行政文書の写し等の交付によるときは、次に掲げる額の費用を負担しなければならないこと。（第7条及び別表）
    - ア 手渡し等により地方公共団体等行政文書の写し等を交付する場合
      - (ア) 地方公共団体等行政文書を用紙に複写したもの等  
用紙1枚につき10円（多色刷りは、20円）
      - (イ) 地方公共団体等行政文書を電磁的記録媒体に複写したもの  
電磁的記録媒体の購入等に要する額
    - イ インターネットを利用して地方公共団体等行政文書の写し等（スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をPDFファイルにしたもの）を交付する場合  
スキャナにより読み取る用紙（用紙20枚まで）1枚につき10円（読み取る用紙が多色刷りのときは、20円）
    - ウ 地方公共団体等行政文書の写しを外部に委託して作成したものを交付する場合  
地方公共団体等行政文書の写しの作成に要する額
  - (5) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を定めること。（第8条）
  - (6) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くため、高知県個人情報保護審議会を置くこと。（第9条第1項）
  - (7) 県の機関等が行った開示決定等に係る審査請求に伴う諮問は、高知県行政不服審査会条例（平成27年高知県条例第67号）の規定により置かれた高知県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対して行うこととする。（第10条）
  - (8) 審査会の行う調査審議の手続等について、インカメラ審理、ヴォーン・インデックスの手続、提出資料の写しの送付等の規定を置くこと。（第11条から第15条まで）
  - (9) 知事は、毎年1回、県の機関等における個人情報の保護に関する運用状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこと。（第16条）

- (10) 高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)は、廃止すること。(附則第2項)
- (11) (10)に伴う経過措置及び罰則について定めること。(附則第3項から第10項まで)
- (12) 高知県情報公開条例について、次のとおり一部改正をすること。(附則第11項)
- ア 死者に関する情報に係る開示については、実施機関が定めるところによることとする。
- イ 情報公開システムに係る規定を削除する。
- ウ 公文書の写し等の交付に要する費用の額を条例において規定することとし、その額等は、保有個人情報を開示する場合と同様とする。
- エ その他高知県個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う規定の整備を行う。
- (13) 高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例(平成28年高知県条例第5号)について、書面等交付手数料のうち多色刷りのものを1枚につき20円(現行 50円)とするとともに、両面に複写等されたものは、片面2枚として計算することとする。(附則第13項)
- (14) 関係条例について規定の整理等を行うこと。(附則第14項及び第16項)
- (15) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本人確認情報の保護に関する審議会は、高知県個人情報保護審議会(現行 高知県個人情報保護制度委員会)とすること。(第9条第3項及び附則第15項)
- 3 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県職員の高齢者部分休業に関する条例(高知県条例第35号)
- 1 条例制定の目的  
地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第85号)による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正等がされたことを考慮し、一定の年齢に達した職員が勤務時間の一部について勤務しないことができる高齢者部分休業の制度を設けることとするとともに、高齢者部分休業に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
- (1) 任命権者は、定年から5年を減じた年齢に達した職員の申請により、当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分を単位として、高齢者部分休業をすることを承認することができること。(第2条及び第3条)
- (2) 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料等を減額した給与を支給すること。(第4条)
- (3) 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を退職手当に係る在職期間から除算すること。(第5条)
- (4) 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができること。(第6条)
- (5) 任命権者は、職員の申請により、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができること。(第7条)
- (6) この条例の施行の前においても、(1)の例により高齢者部分休業の承認の申請ができること。(附則第2項)

- 3 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、2の(6)は、規則で定める日から施行することとした。
- ◆高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例(高知県条例第36号)
- 1 条例制定の目的  
地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき四国カルスト県立自然公園に設置する公園施設の管理を指定管理者に行わせることとするとともに、利用料金の制度を導入する等当該公園施設の管理に関する事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
- (1) 四国カルスト県立自然公園公園施設(以下「公園施設」という。)を高岡郡津野町に設置すること。(第1条)
- (2) 公園施設の管理は、指定管理者に行わせるものとする。(第2条)
- (3) 公園施設の休園日及び利用時間を定めること。(第3条及び第4条)
- (4) 公園施設における損傷等の行為を禁止等するとともに、有料の公園施設を利用しようとする者等は、指定管理者の許可を受けなければならないこと。(第5条から第8条まで)
- (5) 公園施設を利用する者の責務及び利用等の許可に伴う権利の譲渡等の禁止について定めること。(第9条及び第10条)
- (6) 指定管理者は、利用等の許可を受けた者が指定管理者の指示に従わないとき等は、利用等の許可の取消し等ができること。(第11条)
- (7) 公園施設の利用料金の納付、收受、承認、減免及び還付について定めること。(第12条から第16条まで)
- (8) 指定管理者が公園施設の管理を行うことができない場合における公園施設の利用料の納付、減免及び還付について定めること。(第17条)
- (9) 公園施設における行為の許可又は有料の公園施設の利用の許可を受けた者及び指定管理者の原状回復義務について定めること。(第18条)
- (10) 公園施設を利用する者及び指定管理者の損害賠償義務について定めること。(第19条)
- (11) 指定管理者は、公園施設における行為の許可等、有料の公園施設の利用の許可等、行為又は利用の許可の取消し等その他の行為又は利用の許可に関する業務、公園施設の利用料金の收受、減免、還付その他の利用料金の徴収に関する業務、公園施設の施設、設備等の維持管理及び補修に関する業務並びに公園施設の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務を行うこと。(第20条)
- (12) 指定管理者の指定の申請、指定の方法及び変更の届出並びに事業報告書の作成及び提出について定めること。(第21条から第23条まで)
- (13) 知事は、公園施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるとともに、その指示に従わないとき等は、指定の取消し等ができること。(第24条及び第25条)
- (14) 知事は、指定管理者の指定をしたとき等は、その旨を告示するものとする。(第26条)
- (15) 指定管理者の秘密保持義務について定めること。(第27条)
- (16) 指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、利用等の許可等並びに利用料金の承認等は、この条例の施行の前においても行うことができること。

(附則第2項)

### 3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、2の(16)は、公布の日から施行することとした。

## ◆職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(高知県条例第37号)

### 1 条例改正の目的

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、60歳に達した職員の給与の特例等について定めるほか、関係条例について規定の整備をすることとした。

### 2 主要な内容

#### (1) 職員の定年等に関する条例の一部改正(第1条)

- ア 職員の定年を年齢65年とすることとし、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間、段階的に引き上げるものとする。 (第3条及び附則第2項関係)
- イ 管理監督職勤務上限年齢による降任をする職を定めること。 (第6条関係)
- ウ 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とすること。 (第7条関係)
- エ 他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準を定めること。 (第8条関係)
- オ 管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例について定めること。 (第9条関係)
- カ 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職をした者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。 (第13条関係)

キ 任命権者は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。 (附則第4項関係)

#### (2) 職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部改正(第3条、第10条及び第12条)

ア 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額  
定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とすること。 (職員の給与に関する条例第6条の2、公立学校職員の給与に関する条例第7条の2及び警察職員の給与に関する条例第6条の2関係)

イ 特定日以後の職員の給料月額等

(ア) 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすること。 (職員の給与に関する条例附則第18項、公立学校職員の給与に関する条例附則第18項及び警察職員の給与に関する条例附則第18項関係)

(イ) 他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(ア)により当該職員が受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じ

て得た額(以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、(ア)により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給すること。 (職員の給与に関する条例附則第21項、公立学校職員の給与に関する条例附則第24項及び警察職員の給与に関する条例附則第21項関係)

#### (3) 職員の退職手当に関する条例の一部改正(第9条)

- ア 当分の間、11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したのものに対する退職手当の基本額について準用すること。 (附則第17項関係)
- イ 当分の間、整理退職等の場合の退職手当の基本額の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したのものに対する退職手当の基本額について準用すること。 (附則第18項関係)
- ウ (2)のイの(ア)による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。 (附則第20項関係)

#### (4) 定年退職者等の再任用に関する経過措置

- ア 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に定年により退職した者のうち年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「年齢65年到達年度の末日」という。)までの間にある者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができるものとする。 (附則第3条第1項)
- イ 任命権者は、施行日以後に定年により退職した者のうち年齢65年到達年度の末日までの間にある者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができるものとする。 (附則第3条第2項)

ウ 任命権者は、施行日前に定年により退職した者のうち年齢65年到達年度の末日までの間にある者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができるものとする。 (附則第5条第1項)

エ 任命権者は、施行日以後に定年により退職した者のうち年齢65年到達年度の末日までの間にある者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができるものとする。 (附則第5条第2項)

オ 施行日の前日までの間に、任用及び給与に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認を行うよう努める条例で定める年齢を年齢60年とすること。 (附則第12条)

(5) その他関係条例について所要の規定の整備を行うこと。

### 3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、2の(4)のオは、公布の日から施行することとした。

## ◆職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第38号)

### 1 条例改正の目的

国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の適用を受ける非常勤職員等の退職手当に係る国の通知が一部改正されたことを考慮し、退職手当の支給対象となっている一定の要件を満たす非常勤職員について、退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算に係る要件を緩和することとした。

- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第39号）
- 1 条例改正の目的  
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和3年厚生労働省令第154号）の施行により国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理をすることとした。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第40号）
- 1 条例改正の目的  
国が定めた公衆浴場における衛生等管理要領が一部改正されたことを考慮し、公衆浴場におけるレジオネラ症の発生防止のための構造設備等の措置の基準を強化するとともに、男女の混浴制限年齢の目安を見直す等必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第41号）
- 1 条例改正の目的  
国が定めた旅館業における衛生等管理要領が一部改正されたことを考慮し、旅館業におけるレジオネラ症の発生防止のための施設の構造設備の基準及び衛生措置の基準を強化する等必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例（高知県条例第42号）
- 1 条例改正の目的  
3年間の任期が終了し、令和4年12月に一斉改選が予定されている民生委員について、市町村の区域ごとに定めた定数を改めることとした。
- 2 施行期日  
この条例は、令和4年12月1日から施行することとした。
- ◆高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第43号）
- 1 条例改正の目的  
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。
- 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第44号）
- 1 条例改正の目的  
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）及び特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行による都市計画法（昭和43年法律第100号）の一部改正並びに都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第337号）の施行による都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）の一部改正等により、災害危険区域等からの移転の目的

で行う市街化調整区域内における開発行為について開発許可をすることができる基準が追加されたこと等を考慮し、当該基準の整備を行うこととし、併せて同令の引用規定の整理をすることとした。

- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

-----  
 条 例  
 -----

高知県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。  
 令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第34号**

**高知県個人情報の保護に関する法律施行条例**

(趣旨)

**第1条** この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を施行するため、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び政令において使用する用語の例による。

(県の責務)

**第3条** 県は、法第3条に規定する基本理念にのっとり、国の施策との整合性に配慮して、県の機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章に基づいて設置される高知県の執行機関、高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第3条第2項の規定により置かれる公営企業局及び高知県警察本部（警察署を含む。）並びにこれらに置かれる機関をいい、議会を含む。以下この条において同じ。）、地方独立行政法人及び県内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、法第12条の規定に基づき、県の機関又は県が設立した地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(不開示情報としない情報)

**第4条** 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項各号（第2号を除く。）のいずれにも該当しない情報であって、同項第2号エに掲げるもの（氏名に係る部分に限る。）とする。ただし、同号エ(ア)に掲げる者であっては、当該者の氏名を公にすることにより、当該者の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときを除く。

(開示決定等の期限)

**第5条** 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内になしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関等（県の機関（第3条に規定する県の機関をいい、議会を除く。以下同じ。）及び県が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、県の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

**第6条** 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から

45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(費用負担)

**第7条** 法第89条第2項の規定による県の機関に対する開示請求に係る手数料については、納付を要しないものとする。ただし、開示の実施の方法が地方公共団体等行政文書の写し等（地方公共団体等行政文書を複写した物の写し等を含む。以下同じ。）の交付によるときは、当該地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受けるものは、別表に定める額の費用を負担しなければならない。

2 前項ただし書の費用（政令第28条第4項の規定に基づき地方公共団体等行政文書の写し等の送付を求める場合にあつては、同項の送付に要する費用を含む。）は、法第87条第1項の規定による開示の実施がされる前に納付しなければならない。ただし、閲覧、聴取又は視聴の方法による保有個人情報の開示後において地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受ける場合における当該費用については、この限りでない。

3 特定個人情報の開示をする場合において、経済的困難その他特別な理由があると認められるときは、第1項ただし書の費用の額を減額し、又は免除することができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

**第8条** 法第119条第3項の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を県の機関と締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を県の機関と締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(高知県個人情報保護審議会)

**第9条** 法第129条の規定に基づき、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くため、高知県個人情報保護審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴くものとする。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合（規則で定める軽微なものである場合を除く。）

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防

止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、法第62条の規定による利用目的の明示の具体的方法、法第65条の規定に基づく正確性の確保のための方策、法第66条の規定による安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号の本人の同意の取得方法その他の県の機関等における個人情報の取扱いに関する運用についての細則を定めようとする場合
- 3 審議会は、前2項に定めるもののほか、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第30条の40第2項の同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、及び建議することができる。
- 4 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 9 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。
- 10 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 11 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 12 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査請求に伴う諮問に係る審査会)

**第10条** 法第105条第3項において地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について読み替えて準用する同条第1項の行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行服法」という。)第81条第1項の機関は、高知県行政不服審査会条例(平成27年高知県条例第67号)第1条に規定する高知県行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。

(審査請求人等への提出書類等の写し等の交付に係る手数料等の不徴収)

**第11条** 法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行服法第38条第1項の規定による審査請求人又は参加人への交付については、同条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料及び行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第14条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の送付に要する費用の納付を要しない。

(審査会の調査権限)

**第12条** 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした県の機関等(以下「諮問庁」という。)に対し、保有個人情報(法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

**第13条** 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定に基づき提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

**第14条** 審査会は、第12条第3項の規定に基づく資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行服法第81条第3項において準用する行服法第74条若しくは同項において準用する行服法第76条の規定に基づく主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人又は諮問庁をいう。以下この条において同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

**第15条** 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(運用状況等の公表)

**第16条** 知事は、毎年1回、県の機関等における個人情報の保護に関する運用状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 知事は、前項の規定による公表に併せて、法第74条第2項第9号の本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、個人情報ファイルを保有する組織の名称、個人情報ファイルの利用目的、個人情報ファイルに記録される主な項目その他その概要を公表するものとする。

(規則等への委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、法及び政令並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、規則等(地方自治法第15条第1項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。)で、又は県が設立した地方独立行政法人が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高知県個人情報保護条例の廃止)

2 高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)は、廃止する。

(高知県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前にされた前項の規定による廃止前の高知県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第15条各項の規定に基づく個人情報の開示の請求及び当該請求による開示に係る旧条例第25条の規定に基づく訂正の請求(この条例の施行後にされる訂正の請求を含む。)並びに旧条例第29条の規定に基づく是正の請求については、旧条例

第2章（第23条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

- 4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧条例第33条の3第1項の規定により、旧条例第36条第1項の規定により置かれた高知県個人情報保護審査会（附則第8項において「審査会」という。）にされた諮問については、旧条例第36条から第36条の9までの規定は、なおその効力を有する。
- 5 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、旧条例第6章の規定は、なおその効力を有する。  
（高知県個人情報保護条例の廃止に伴う罰則）
- 6 この条例の施行前に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた公文書（同条第6号に規定する公文書をいう。以下同じ。）について、この条例の施行後において、次の各号のいずれかに該当する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報（同条第1号に規定する個人情報をいう。次項において同じ。）を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
（1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者  
（2） この条例の施行の際現に旧条例第14条第2項の委託を受けた、若しくは同項の指定管理者が行うこととされた個人情報取扱事務（旧条例第7条第1項に規定する個人情報取扱事務をいう。以下この号において同じ。）に従事している者又はこの条例の施行前において当該個人情報取扱事務に従事していた者
- 7 この条例の施行前に旧実施機関が保有していた公文書について、この条例の施行後において、前項各号のいずれかに該当する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 この条例の施行後において、この条例の施行の際現に審査会の委員である者又はこの条例の施行前において審査会の委員であった者が、旧条例第36条第5項の規定に違反して秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 9 この条例の施行後において、次の各号のいずれかに該当する者が、その業務に関して、附則第6項又は第7項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第1号において同じ。）又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。  
（1） 旧条例第14条第1項の規定により委託を受け、又は同項の規定により行わせることとされた法人の代表者若しくは管理人又は代理人、使用人その他の従業者  
（2） 旧条例第14条第1項の規定により委託を受け、又は同項の規定により行わせることとされた人の代理人、使用人その他の従業者
- 10 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。  
（高知県情報公開条例の一部改正）
- 11 高知県情報公開条例の一部を次のように改正する。  
第6条第1項に次のただし書を加える。  
ただし、第2号に掲げる情報（死者に関するものに限る。）にあっては、実施機関

が定めるところによる場合は、この限りでない。

第6条第1項第2号ア中「規定により」を「規定により又は慣行として、」に改め、同号エ中「ウの(ア)及び(イ)」を「エの(ア)及び(イ)」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの(イ)中「この項において」を削り、同号ウを同号エとし、同号イ中「公表」を「公表すること」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

第6条第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号イ中「に関する意思決定が不当に阻害される」を「に関し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に県民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「身体」を「健康、生活」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号ア中「身体又は健康」を「健康、生活又は財産」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第6条第2項中「前項第2号から第7号まで」を「前項第2号から第8号まで」に改める。

第10条第1項中「受理した日から起算して」を「開示請求があった日から」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、実施機関が開示請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第11条を次のように改める。

#### 第11条 削除

第12条の2第2項第1号中「第6条第1項第3号ただし書」を「第6条第1項第2号イ又は第4号ただし書」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 実施機関が個人情報の保護に関する法律第60条第3項第2号ロの規定の適用を受ける場合においては、第1項中「実施機関及び」とあるのは「実施機関、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに」と、前項中「当該第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「当該第三者」とする。

第14条中「公文書の写し等」を「公文書の写し等（同条第3項の公文書を複製した物の写し等を含む。以下同じ。）」に、「（同条第3項の規定により公文書を複製した物の写し等の交付を受けるものを含む。）は、当該写し等」を「は、当該公文書の写し等」に、「知事、公営企業管理者又は県が設立した地方独立行政法人が定める」を「別表に定める」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の費用（次項の規定に基づき公文書の写し等の送付を求める場合にあっては、同項の送付に要する費用を含む。）は、前条第2項の規定による公文書の開示の実施がされる前に納付しなければならない。ただし、閲覧、聴取又は視聴の方法による開示後において公文書の写し等の交付を受ける場合における当該費用については、この

限りでない。

3 前条第2項の規定による公文書の開示を受けるものは、知事、公営企業管理者又は県が設立した地方独立行政法人が別に定めるところにより送付に要する費用を納付して、公文書の写し等の送付を求めることができる。

第15条の2に次の1項を加える。

2 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による審査請求人又は参加人への交付については、同条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第14条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の送付に要する費用の納付を要しない。

第15条の3第2項中「読み替えて適用される」を「読み替えて適用する」に改める。

第16条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第18条中「これを」を「インターネットの利用その他の適切な方法により」に改める。

第23条の見出しを「（雑則）」に改める。

第24条中「第16条第9項」を「第16条第10項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

## 別表（第14条関係）

## 公文書の写し等の交付に係る費用の額

公文書の種類	交付するものの区分	金額
1 文書（2を除き、複製物を含む。）	（1）用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2）用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき20円
	（3）複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
	（4）用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したものをスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下この表において同じ。）により読み取ってできた電磁的記録をPDFファイルにしたもの	スキャナにより読み取る用紙（用紙20枚までとする。）1枚につき10円（用紙に複写したも又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したものが多色刷りの場合は、20円）
2 電磁的記録又はマイクロフィルム	（1）用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2）用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき20円
	（3）電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
	（4）用紙に出力したものをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をPDFファイルにしたもの	スキャナにより読み取る用紙（用紙20枚までとする。）1枚につき10円（用紙に出力したものが多色刷りの場合は、20円）
3 公文書の写しを外部に委託して作成したもの		公文書の写しの作成に要する額

備考 1 用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。



- 2 公文書が両面のものである場合は、その写しは片面ずつ（用紙2枚）として交付する。ただし、公文書の写し等の交付を受けるものの希望等により両面のもを交付する場合（公文書が片面のものである場合において、両面のものとして交付するときを含む。）は、片面を用紙1枚として金額を算定する。
- 3 この表の1の(4)及び2の(4)による開示の方法は、インターネットを利用して公文書の写し等を交付する場合に限るものとし、読み取る用紙が20枚（読み取る用紙が両面のものである場合は、片面を用紙1枚とする。）を超えるときは、当該方法を利用することができないものとする。

- （高知県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 12 この条例の施行前にされた前項の規定による改正前の高知県情報公開条例第5条の規定に基づく公文書の開示の請求に係る当該公文書の写し等の交付については、なお従前の例による。  
（高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部改正）
- 13 高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例（平成28年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。  
別表中「50円」を「20円」に改め、同表備考1中「についても、」を「については、片面を」に改める。  
（高知県公文書等の管理に関する条例の一部改正）
- 14 高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第15条第3項中「高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に、「（死者に関する個人情報にあつては、当該特定歴史公文書等が作成又は取得されてからの時の経過を考慮してもなお保護すべき個人情報に限る）」を「又は当該特定歴史公文書等が作成若しくは取得されてからの時の経過を考慮してもなお保護すべき死者に係る個人に関する情報（以下この項において「個人情報等」という）に、「当該個人情報」を「当該個人情報等」に改める。  
第25条第3項中「第15条の3第2項及び第3項」を「第15条の2第2項、第15条の3第2項及び第3項」に改める。  
（高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正）
- 15 高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第35条第1項」を「高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）第9条第1項」に、「高知県個人情報保護制度委員会」を「高知県個人情報保護審議会」に改める。  
（高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正）
- 16 次に掲げる条例の規定中「高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び第67条の規定によるほか、同法」に改める。  
（1）高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第3号）第24条  
（2）こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号）第23条  
（3）高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号）第19条  
（4）高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和51年高知県条例第15号）第25条  
（5）高知県立美術館の設置及び管理に関する条例（平成5年高知県条例第7号）第26条  
（6）高知県立文学館の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第2号）第26条  
（7）高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第26

- 号) 第25条
- (8) 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例 (平成3年高知県条例第34号) 第26条
- (9) 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第55号) 第16条
- (10) 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (平成27年高知県条例第51号) 第27条
- (11) 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例 (昭和45年高知県条例第1号) 第24条
- (12) 高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例 (平成8年高知県条例第2号) 第20条
- (13) 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第12号) 第22条
- (14) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第13号) 第22条
- (15) 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例 (平成24年高知県条例第55号) 第24条
- (16) 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例 (平成22年高知県条例第50号) 第24条
- (17) 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例 (昭和49年高知県条例第46号) 第16条
- (18) 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第6号) 第26条
- (19) 森林総合センターの設置及び管理に関する条例 (平成11年高知県条例第6号) 第25条
- (20) 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例 (昭和33年高知県条例第6号) 第26条
- (21) 高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例 (昭和55年高知県条例第11号) 第19条
- (22) 高知県漁港管理条例 (昭和38年高知県条例第17号) 第39条
- (23) 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例 (平成3年高知県条例第2号) 第26条
- (24) 高知県立池公園の設置及び管理に関する条例 (平成16年高知県条例第64号) 第23条
- (25) 高知県立都市公園条例 (平成17年高知県条例第7号) 第36条
- (26) 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例 (平成9年高知県条例第3号) 第73条
- (27) 高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 (平成9年高知県条例第4号) 第48条
- (28) 高知県港湾施設管理条例 (昭和29年高知県条例第53号) 第28条
- (29) 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例 (平成13年高知県条例第6号) 第26条
- (30) 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例 (平成16年高知県条例第2号) 第20条
- (31) 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第9号) 第18条

- (32) 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第10号) 第19条
- (33) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第11号) 第19条

別表（第7条関係）

地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額

地方公共団体等行政文書の種類	交付するものの区分	金額
1 文書（2を除き、複製物を含む。）	（1） 用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2） 用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき20円
	（3） 複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
	（4） 用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したものをスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下この表において同じ。）により読み取ってできた電磁的記録をPDFファイルにしたもの	スキャナにより読み取る用紙（用紙20枚までとする。）1枚につき10円（用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したものが多色刷りの場合は、20円）
2 電磁的記録又はマイクロフィルム	（1） 用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2） 用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき20円
	（3） 電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
	（4） 用紙に出力したものをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をPDFファイルにしたもの	スキャナにより読み取る用紙（用紙20枚までとする。）1枚につき10円（用紙に出力したものが多色刷りの場合は、20円）
3 地方公共団体等行政文書の写しを外部に委託して作成したもの	地方公共団体等行政文書の写しの作成に要する額	

備考 1 用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金

額を算定する。

- 2 地方公共団体等行政文書が両面のものである場合は、その写しは片面ずつ（用紙2枚）として交付する。ただし、地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受けるものの希望等により両面のを交付する場合（地方公共団体等行政文書が片面のものである場合において、両面のものとして交付するときを含む。）は、片面を用紙1枚として金額を算定する。
- 3 この表の1の（4）及び2の（4）による開示の方法は、インターネットを利用して地方公共団体等行政文書の写し等を交付する場合に限るものとし、読み取る用紙が20枚（読み取る用紙が両面のものである場合は、片面を用紙1枚とする。）を超えるときは、当該方法を利用することができないものとする。

高知県職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県条例第35号

#### 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除き、県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。第3条第1項において同じ。）を含む。以下同じ。）の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢）

**第2条** 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、高齢者部分休業の承認を申請する職員の定年から5年を減じた年齢とする。

（高齢者部分休業の承認）

**第3条** 法第26条の3第1項の規定に基づき、任命権者（県費負担教職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。以下同じ。）は、前条に定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の承認は、当該職員の前1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分を単位として行うものとする。

3 第1項の申請において当該職員が示す日は、前条に定める年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日でなければならない。

（高齢者部分休業をしている職員の給与の取扱い）

**第4条** 法第26条の3第2項において準用する法第26条の2第3項の規定に基づき、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第14条、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第17条又は警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次に掲げる額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

（1）給料の月額

（2）公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額

（3）地域手当その他の人事委員会規則で定める手当の月額の合計額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

（高齢者部分休業をした職員の退職手当の取扱い）

**第5条** 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合における同条第7項及び第9項の規定の適用

については、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び高知県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年高知県条例第35号）第5条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び高知県職員の高齢者部分休業に関する条例第5条」とする。

（高齢者部分休業の承認の取消し等）

**第6条** 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長の承認）

**第7条** 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（人事委員会規則への委任）

**第8条** この条例に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後において高齢者部分休業をするため、法第26条の3第1項の規定に基づく高齢者部分休業の承認を受けようとする職員は、同日前においても、第3条の規定の例により、当該承認を申請することができる。

高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県条例第36号

#### 高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例

（設置）

**第1条** 四国カルストの優れた自然の風景地である自然公園（自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園をいう。以下同じ。）として、高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号）第5条第1項の規定により指定された四国カルスト県立自然公園を核に、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することとし、併せて地域と連携して自然公園における交流を促進することにより、地域振興及び観光振興に貢献するため、四国カルスト県立自然公園公園施設（以下「公園施設」という。）を高岡郡津野町に設置する。

2 公園施設は、別表第1に定めるとおりとする。

（指定管理者による管理等）

**第2条** 公園施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に公園施設の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、公園施設の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第21条各号に掲げる書類の提出を求め、第22条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

（休園日）

**第3条** 公園施設のうちビジターセンター及びキャンプ場の休園日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

（利用時間）

**第4条** 公園施設のうちビジターセンター、野外ステージ及びキャンプ場の利用時間は、別表第1に定めるとおりとする。

2 知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を得た範囲内で、指定管理者が必要があると認めるときは、事前に知事に届け出ることにより第1項に規定する利用時間を延長することができる。

（行為の制限）

**第5条** 公園施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者（公園施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条並びに第8条、第9条及び第11条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、露天商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 興行をすること。
- (3) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために公園施設の全部又は一部を独占して使用すること。
- (4) 公園施設での体験学習等のため土地の形質を変更し、又は仮設の物件若しくは施設を設置すること。
- (5) 公園施設での体験学習等のために立木等を伐採し、又は植物を採取すること。
- (6) テントその他これに類するものを設営すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為をすること。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が一般の公園施設の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、1年を超えない範囲内において同項の許可を与えることができる。これを更新するときの期間についても、同様とする。

3 指定管理者は、第1項の許可に公園施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（行為の禁止）

**第6条** 公園施設において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。

(2) 土地の形質を変更し、又は物件若しくは施設を設置すること。

(3) 立木等を伐採し、又は植物を採取すること。

(4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(6) 指定された場所以外の場所でたき火、炊飯又は野営をすること。

(7) 指定された場所以外の場所にごみその他の汚物を遺棄し、又は放置すること。

(8) 指定された場所以外の場所に車両等を持ち入れ、又は駐車すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、公園施設の管理上不適当であると認められる行為をすること。

（利用の禁止及び制限等）

**第7条** 知事は、公園施設の施設、設備等の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は公園施設に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、公園施設を保全し、又は公園施設を利用する者の危険を防止するため、区域を定め、公園施設の利用を禁止し、又は制限することができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項又は次条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対して、第5条第1項若しくは次条第1項の許可を取り消し、行為若しくは利用を停止させ、若しくは第5条第3項若しくは次条第3項の規定に基づく許可の条件を変更し、又は必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 公園施設の保全又は一般の公園施設の利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（利用の許可等）

**第8条** 別表第3に定める有料の公園施設（以下「有料施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 利用の目的が自然公園の設置の目的に反すると認めるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第11条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(4) 公園施設の管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、有料施設を利用させることが不適当であると認めるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可に公園施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用する者の責務）

**第9条** 公園施設を利用する者は、公園施設の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

**第10条** 利用者は、第5条第1項又は第8条第1項の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し等）

**第11条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項若しくは第8条第1項の許可を取り消し、行為若しくは利用を停止させ、又は第5条第3項若しくは第8条第3項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が第5条第3項又は第8条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が第5条第1項若しくは第8条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって第5条第1項若しくは第8条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、公園施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であつて、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

**第12条** 利用者は、第14条の規定により定められた公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の收受)

**第13条** 指定管理者は、利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として收受するものとする。

(利用料金の承認)

**第14条** 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第2及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

(利用料金の減免)

**第15条** 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

**第16条** 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料)

**第17条** 公園施設の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第12条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第2及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第2及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額

（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、別表第2備考3及び備考4並びに別表第3備考2から備考4までの規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第15条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特に必要がある」と、前条中「指定管理者が既に収入として收受した」とあるのは「既に納付された」と、同条ただし書中「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事が特別の理由がある」と読み替えるものとする。

(原状回復義務)

**第18条** 利用者は、その利用を終えたとき又は第11条第1項の規定に基づき第5条第1項若しくは第8条第1項の許可を取り消され、若しくは行為若しくは利用を停止させられたときは、公園施設を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第25条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公園施設の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

**第19条** 公園施設を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により公園施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

**第20条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に規定する行為の許可等、第8条に規定する利用の許可等、第11条に規定する行為又は利用の許可の取消し等その他の行為又は利用の許可に関する業務
- (2) 第13条に規定する利用料金の收受、第15条に規定する利用料金の減免、第16条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 公園施設の施設、設備等の維持管理及び補修に関する業務
- (4) 公園施設の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公園施設の設置の目的を達成するために知事が必要であると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

**第21条** 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

**第22条** 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による公園施設の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公園施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に

係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。
- (4) 事業計画書による業務の実施により、公園施設の設置の目的を達成することができるものであること。
- (5) 地元の住民及び団体と連携して公園施設の設置の目的を達成するとともに、交流人口を拡大し、地域の活性化に寄与することができるものであること。
- (6) 公園施設の設置の目的を理解し、県及び地元自治体との連携が十分に図られるものであること。
- 2 知事は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。
- 3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

**第23条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第25条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用者の利用等の状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による公園施設の管理の実態を把握するために知事が必要であると認めるもの
- (業務報告の聴取等)

**第24条** 知事は、公園施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

**第25条** 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、県は、賠償責任を負わない。
- (指定等の告示)

**第26条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第22条第2項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第22条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (秘密保持義務)

**第27条** 指定管理者又は業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び第67条の規定によるほか、同法の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又

は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

**第28条** この条例に定めるもののほか、公園施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条第1項に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、第5条の規定による行為の許可等、第8条の規定による利用の許可等並びに第14条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても、第21条、第22条及び第26条（第3号に係る部分を除く。）、第3条ただし書並びに第4条第2項及び第3項、第5条、第8条及び第11条並びに第14条、第15条及び第16条ただし書の規定の例により行うことができる。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

- 3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。別表中

88 高知県立高知城歴史博物館の観覧料及び使用料	高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号）第16条第1項
--------------------------	--

を

88 高知県立高知城歴史博物館の観覧料及び使用料	高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号）第16条第1項
89 四国カルスト県立自然公園公園施設の使用料	高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例（令和4年高知県条例第36号）第17条第1項

に改める。

別表第1（第1条、第4条関係）

公園施設の名称	利用時間
ビジターセンター	午前9時から午後5時まで
野外ステージ	午前9時から午後5時まで
キャンプ場	午後3時から翌日の午後1時まで（第5条第1項各号に掲げる行為をする場合にあっては、午前9時から午後5時まで）
屋外トイレ 駐車場1 駐車場2	

別表第2（第14条、第17条関係）

公園施設の名称	区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
ビジターセンター	露店等	利用面積1平方メートル	1日につき120円
	興行	利用面積1平方メートル	1日につき120円
	催し等	利用面積1平方メートル	1日につき120円
	工作物等	利用面積1平方メートル	1日につき120円
キャンプ場、駐車場1及び駐車場2	露店等	利用面積1平方メートル	1日につき120円
	興行	利用面積1平方メートル	1日につき120円
	催し等	利用面積1平方メートル	1日につき120円
	工作物等	利用面積1平方メートル	1日につき120円

- 備考 1 この表において、「露店等」とは第5条第1項第1号に掲げる行為を、「興行」とは同項第2号に掲げる行為（当該行為に付随して飲食物その他の物品を販売する行為を含む。）を、「催し等」とは同項第3号及び第7号に掲げる行為を、「工作物等」とは同項第4号及び第6号に掲げる行為をいい、「1日」とは午前9時から午後5時までの間をいう。
- 2 利用期間の計算において、利用期間が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を1日として計算する。
- 3 行為の許可をする面積が1平方メートル未満であるとき又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該面積又は当該端数を1平方メートルとして利用料金を計算する。
- 4 利用料金の計算の対象となる利用期間には、専ら利用者の本来の利用目的に公園施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該公園施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に持込み品等を保管するだけのために利用するその間の午後5時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。



別表第3（第8条、第14条、第17条関係）

公園施設の名称	有料施設	計算単位	計算単位当たりの基準額
ビジターセンター	レクチャールーム	1室	1時間当たり800円
	ワークブース	1区画	1時間当たり250円
野外ステージ	野外ステージ	全面	午前 7,500円
			午後 12,500円
			時間外 1時間当たり2,500円
キャンプ場	キャビン1	1室	1日当たり10,000円
	キャビン2	1室	1日当たり11,000円
	キャビン3	1室	1日当たり12,000円
	テングロー1	1区画	1日当たり1,000円
	テングロー2	1区画	1日当たり2,000円
	テングロー3	1区画	1日当たり4,000円
	ミニキッチン	1区画	1回につき1,000円

- 備考 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間をいう。
- 2 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき若しくは利用期間が1日未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるとき若しくは利用期間に1日未満の端数があるときは、当該利用時間若しくは当該端数を1時間として又は当該利用期間若しくは当該端数を1日として計算する。
- 3 利用料金の計算の対象となる利用時間又は利用期間には、専ら利用者の本来の利用目的に公園施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該公園施設（キャンプ場を除く。）を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に持込み品等を保管するだけのために利用するその間の午後5時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。
- 4 キャンプ場（ミニキッチンを除く。）を引き続き3日以上にわたって利用する場合は、利用を開始する日及び利用を終了する日以外の日の午後1時から午後3時までの間の利用料金は、徴収しない。
- 5 キャンプ場のミニキッチンの利用は、1回につき4時間以内とする。

職員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。  
令 和 4 年 10 月 21 日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県条例第37号

#### 職員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

（職員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正）

第 1 条 職員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 59 年 高 知 県 条 例 第 13 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

題 名 の 次 に 次 の 目 次 を 付 す る 。

#### 目 次

- 第 1 章 総 則 （ 第 1 条 ）
- 第 2 章 定 年 制 度 （ 第 2 条 ー 第 5 条 ）
- 第 3 章 管 理 監 督 職 勤 務 上 限 年 齢 制 （ 第 6 条 ー 第 12 条 ）
- 第 4 章 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 制 （ 第 13 条 ・ 第 14 条 ）
- 第 5 章 雑 則 （ 第 15 条 ）

#### 附 則

第 1 条 の 前 に 次 の 章 名 を 付 す る 。

#### 第 1 章 総 則

第 1 条 中 「 第 28 条 の 2 第 1 項 から 第 3 項 ま で 及 び 第 28 条 の 3 」 を 「 以 下 「 法 」 と い う 。 ） 第 22 条 の 4 第 1 項 、 第 22 条 の 5 第 1 項 、 第 28 条 の 2 第 1 項 、 第 2 項 及 び 第 4 項 、 第 28 条 の 5 、 第 28 条 の 6 第 1 項 から 第 3 項 ま で 並 び に 第 28 条 の 7 並 び に 警 察 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 162 号 ） 第 56 条 の 4 第 2 項 」 に 改 め 、 同 条 の 次 に 次 の 章 名 を 付 す る 。

#### 第 2 章 定 年 制 度

第 3 条 中 「 年 齢 60 年 」 を 「 年 齢 65 年 」 に 改 め 、 同 条 た だ し 書 を 削 る 。  
第 4 条 第 1 項 中 「 次 の 各 号 の い ず れ か 」 を 「 次 の 各 号 に 掲 げ る い ず れ か の 事 由 」 に 、 「 認 め る と き は 、 そ の 」 を 「 認 め る と き は 、 同 条 の 規 定 に か か わ ら ず 、 当 該 」 に 、 「 そ の 職 員 を 当 該 」 を 「 当 該 職 員 を 当 該 定 年 退 職 日 に お い て 従 事 し て い る 」 に 、 「 引 き 続 い て 」 を 「 、 引 き 続 き 」 に 改 め 、 同 項 に 次 の た だ し 書 を 加 え る 。

た だ し 、 第 9 条 各 項 の 規 定 に よ り 同 条 第 1 項 に 規 定 す る 異 動 期 間 （ 以 下 こ の 条 に お い て 「 異 動 期 間 」 と い い 、 第 9 条 第 1 項 又 は 第 2 項 の 規 定 に よ り 延 長 さ れ た 異 動 期 間 を 含 む 。 ） を 延 長 し た 職 員 で あ っ て 、 定 年 退 職 日 に お い て 管 理 監 督 職 （ 第 6 条 に 規 定 す る 職 を い う 。 以 下 同 じ 。 ） を 占 め て い る 職 員 に つ い て は 、 第 9 条 第 1 項 又 は 第 2 項 の 規 定 に よ り 当 該 異 動 期 間 を 延 長 し た 場 合 で あ っ て 、 引 き 続 き 勤 務 さ せ る こ と に つ い て 人 事 委 員 会 の 承 認 を 得 た と き に 限 る も の と し 、 当 該 期 限 は 、 当 該 職 員 が 占 め て い る 管 理 監 督 職 に 係 る 異 動 期 間 の 末 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3 年 を 超 え る こ と が で き な い 。

第 4 条 第 1 項 第 1 号 中 「 そ の 職 員 の 退 職 に よ り 」 を 「 当 該 職 員 の 退 職 に よ り 生 ず る 欠 員 を 容 易 に 補 充 す る こ と が で き ず 、 」 に 、 「 生 ず る と き 」 を 「 生 ず る こ と 」 に 改 め 、 同 項 第 2 号 中 「 そ の 職 員 」 を 「 当 該 職 員 」 に 、 「 で き な い と き 」 を 「 で き ず 、 公 務 の 運 営 に 著 し い 支 障 が 生 ず る こ と 」 に 改 め 、 同 項 第 3 号 中 「 交 替 が そ の 」 を 「 交 代 が 当 該 」 に 、 「 そ の 職 員 」 を 「 当 該 職 員 」 に 、 「 生 ず る と き 」 を 「 生 ず る こ と 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 中 「 前 項 の 事 由 が 引 き 続 き 存 続 す る 」 を 「 前 項 各 号 に 掲 げ る 事 由 が 引 き 続 き あ る 」 に 、 「 得 て 、 」 を 「 得 て 、 こ れ ら の 期 限 の 翌 日 か ら 起 算 し て 」 に 改 め 、 同 項 た だ し 書 中 「 そ の 期 限 は 、 そ の 」 を 「 当 該 期 限 は 、 当 該 」 に 、 「 定 年 退 職 日 」 を 「 定 年 退 職 日 （ 同

項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」を「任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」に、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢による降任をする職）

**第6条** 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次に掲げる職員が占める職（これらの職のうち、病院、福祉保健所等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

（1） 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下この条において「一般職員給与条例」という。）第9条第1項、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下この条において「学校職員給与条例」という。）第12条第1項又は警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき管理職手当を受ける職員

（2） 次に掲げる職員（前号に掲げる職員を除く。）

ア 一般職員給与条例別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

イ 一般職員給与条例別表第3研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの

ウ 一般職員給与条例別表第4の2医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

エ 一般職員給与条例別表第4の3医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの

オ 学校職員給与条例別表第1小学校・中学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの

カ 学校職員給与条例別表第2高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの

キ 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある警察官

（3） 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の適用を受ける職員で前2号に掲げる職員との権衡を考慮して企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）で定めるもの

（管理監督職勤務上限年齢）

**第7条** 法第28条の2第2項の条例で定める同条第1項の管理監督職勤務上限年齢（第9条において「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。

（他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準）

**第8条** 任命権者は、他の職への降任（法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（1） 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力（法第15

条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力をいう。次条第3項において同じ。）及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

（2） 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

（3） 当該職員の他の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者は、他の職への降任（法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をいう。以下同じ。）」とあるのは「高知県警察本部長は、特定地方警務官（警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。以下この項において同じ。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下この項において「特定任命」という。）と、同項第1号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、「降任」とあるのは「特定任命」と、「当該降任」とあるのは「当該特定任命」と、同項第2号中「降任」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、「他の職への降任」とあるのは「特定任命」と、「管理監督職が」とあるのは「管理監督職（警察法第56条の4第1項に規定する管理監督職をいう。以下この号において同じ。）が」と、「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「上位職職員」とあるのは「上位職特定地方警務官」と、「降任をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

**第9条** 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

（2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

（3） 当該職務を担当する者の交代が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長され

た異動期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された異動期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された異動期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。  
(異動期間の延長等に係る職員の同意)

**第10条** 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の繰上げ)

**第11条** 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

**第12条** 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

**第13条** 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)

をした者(以下「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

**第14条** 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(人事委員会規則への委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第2項から第5項までを次のように改める。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年高知県条例第37号)第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員に相当する職員であって第3条の規定を適用するもの(次項において「医師等」という。)の定年は、前項の規定にかかわらず、年齢65年とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び医師等を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度

の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

5 高知県警察本部長は、当分の間、特定地方警務官（警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（高知県職員定数条例の一部改正）

**第2条** 高知県職員定数条例（昭和24年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

**第3条** 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の前の見出し及び第6条の3を削り、第6条の2を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

**第6条の2** 職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の5の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第9条の2」を「第5条、第6条、第9条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び9項を加える。

（定年に関する経過措置）

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（附則第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

（2） 病院、福祉保健所等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員

（3） 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

（4） 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

20 任命権者は、附則第18項の規定の適用を受ける職員に対して、同項の規定により給料月額が異動することになった旨を通知するものとする。

21 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）」とあるのは「給料月額」と、「とする。以下この項において「基礎給料月額」という」とあるのは「とすると、「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第21項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第21条第5項（第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第23条の3第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額」とする。

26 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、

附則第21項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		187,000	214,700	259,100	279,400	295,000	321,000	363,700	398,000	450,300
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	187,000	214,700	259,100	279,400	295,000	321,000	363,700	398,000	450,300
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

別表第3の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		217,000	262,700	288,700	332,100	392,300
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	217,000	262,700	288,700	332,100	392,300
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

別表第4の1の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		294,900	337,300	391,700	464,800
-------	--	---------	---------	---------	---------

を

定年					
----	--	--	--	--	--

前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	294,900	337,300	391,700	464,800
-------------	--------	---------	---------	---------	---------

に改め、同表の2の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		188,000	214,800	247,200	260,800	287,100	329,000	372,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	188,000	214,800	247,200	260,800	287,100	329,000	372,100
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改め、同表の3の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		234,500	259,300	266,700	277,100	294,300	332,400
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	234,500	259,300	266,700	277,100	294,300	332,400
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5） 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条各項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員  
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

**第5条** 職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4） 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条各項の規定により延長された異動期間を含む。第10条第4号において「異動期間」という。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員  
第2条第2項中「前項第4号」を「前項第5号」に改める。

第10条第3号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

（4） 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

第17条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項から第6項までを削り、附則第7項を附則第2項とし、附則に次の1項を加える。

（一般職員給与条例附則第18項等の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等についての特例）

3 一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等についてのこれらの規定の適用については、これらの規定中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

**第6条** 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5） 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動

期間（同条各項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

第11条中「第2条第2項第2号から第5号まで」を「第2条第2項第2号から第6号まで」に改める。

（高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

**第7条** 高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

**第8条** 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年高知県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{5}$ に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

第4条第2項中「「給料の月額」とあるのは、」を「「給料の月額 $\frac{1}{5}$ 以下」とあるのは」に、「除く。）」を「除く。以下この項において同じ。）の $\frac{1}{5}$ 以下」と、「給料の月額 $\frac{1}{5}$ に」とあるのは「報酬の額 $\frac{1}{5}$ に」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

**第9条** 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「60歳に達した日以後」を「65歳に達した日後」に改め、「及び地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を削る。

第2条の4中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

第5条第2項中「（前項）を」（同項）に改める。

第5条の2第1項中「退職した者」を「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となった後に退職した者を除く。）」に、「附則第35項において同じ」を「以下同じ」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定任命により職員となった後に退職した者に関する準用規定）

**第5条の3の2** 第5条の2第1項（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となった後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。以下同じ。）により職員となった後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2第1項に規定する俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたこ

とにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と、前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第6条の2中「第5条の2第1項の」を「第5条の2第1項（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の」に、「同項第2号イ」を「同項第2号イ（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に改め、同条第1号中「特定減額前給料月額」を「特定減額前俸給月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）を次号において同じ。）」に改める。

第6条の3の表中

第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び当該特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

を

第6条の2	第5条の2第1項（	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項（
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2	特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2

は、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）を次号において同じ。）

第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）及び当該特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

に改める。

第6条の5第1項中「第5条の2」を「第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号、第15条第1項第2号及び第3号並びに第17条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

附則第1項中「退職に因る」を「退職による」に改め、附則第2項から第21項までを削り、附則第22項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（次項において「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（次項において「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第2項とし、附則第23項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法」を「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）」に改め、同項を附則第3項とし、附則第24項中「旧日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第4項とし、附則第25項を附則第5項とし、附則第26項中「昭和48年条例第19号」を「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年高知県条例第19号。以下「昭和48年条例第19号」という。）」に、「第5条の3まで」を「第5条の3の2まで及び附則第17項から第25項まで」に、「附則第26項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第27項中「第5条の2」を「第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第20項から第22項まで」に改め、同項を附則第7項とし、附則第28項中「第5条」を「第5条又は附則第18項」に、「附則第26項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第29項を附則第9項とし、附則第30項を削り、附則第31項を附則第10項とし、附則第32項を附則第11項とし、附則第33項及び第34項を削り、附則第35項を附則第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当

する額を支給することとする法令の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第36項を附則第14項とし、附則第37項を附則第15項とし、附則第38項を附則第16項とし、附則に次の10項を加える。

- 17 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第17項」とする。
- 18 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第18項」とする。
- 19 前2項の規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員（以下「医師等」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。
- 20 職員の給与に関する条例附則第18項、公立学校職員の給与に関する条例附則第18項又は警察職員の給与に関する条例附則第18項の規定による職員の給料月額の改定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 21 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、当該給料月額7割措置の適用を受けた日（以下この項において「7割措置日」という。）より前に第5条の2第1項の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）において、当該減額をされた日（第1号において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合を除く。以下「特別特定減額前給料月額」という。）が退職日給料月額よりも多く、かつ、当該7割措置日の前日におけるその者の給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。ただし、人事委員会規則で定める場合については、この限りでない。
- (1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) その者が7割措置日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- ア その者が7割措置日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合
- イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合から前号イ及びイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の7割措置前給料月額に対する割合

22 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第2号アに掲げる割合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

23 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「60歳（附則第19項に規定する医師等にあつては、65歳）に達する日」と、「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」とあるのは「50歳（附則第19項に規定する医師等にあつては、55歳）」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳（附則第19項に規定する医師等にあつては、65歳）」とする。

24 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者（次項において「整理退職者等」という。）が60歳（医師等にあつては、65歳）に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」とあるのは「50歳（附則第19項に規定する医師等にあつては、55歳）」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは「60歳（附則第19項に規定する医師等にあつては、65歳）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、整理退職者等（医師等を除く。）が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第



6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

26 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	60歳
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	61歳
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで	62歳
令和10年4月1日から令和12年3月31日まで	63歳
令和12年4月1日から令和14年3月31日まで	64歳

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

**第10条** 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の前の見出し及び第7条の3を削り、第7条の2を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

**第7条の2** 職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第15条の3第2項ただし書及び第15条の4第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第22条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第12条の2」を「第6条、第7条、第12条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条に次のただし書を加える。

ただし、臨時的任用職員の給与の支給日については、任命権者が定める。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第26条の2から第26条の5までを削る。

附則に次の見出し及び12項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第24項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 19 当分の間、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された臨時的任用職員の給料月額は、前項の規定の適用を受ける職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。
- 20 附則第18項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
  - （2） 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
  - （3） 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- 21 附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第15条の3第2項の規定の適用については、同項中「19,000円」とあるのは「13,300円」と、「15,000円」とあるのは「10,500円」と、「3,500円」とあるのは「2,450円」と、「2,800円」とあるのは「1,960円」とする。
- 22 附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第15条の4第2項の規定の適用については、同項第1号中「14,000円」とあるのは「9,800円」と、「8,000円」とあるのは「5,600円」と、「19,000円」とあるのは「13,300円」と、「11,000円」とあるのは「7,700円」と、同項第2号中「12,000円」とあるのは「8,400円」と、「8,000円」とあるのは「5,600円」と、「16,000円」とあるのは「11,200円」と、「11,000円」とあるのは「7,700円」とする。
- 23 任命権者は、附則第18項の規定の適用を受ける職員に対して、同項の規定により給料月額が異動することになった旨を通知するものとする。
- 24 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 25 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）」とあるのは「給料月額」と、「とする。以下この項において「基礎給料月額」という」とあるのは「とする」と、「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 26 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 27 附則第24項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 28 附則第24項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第5項（第23条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、第22条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第24項、第26項又は第27項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 29 附則第18項から前項まで（附則第19項を除く。以下この項において同じ。）に定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第24項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		226,500	275,900	303,600	330,500	413,400
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	226,500	275,900	303,600	330,500	413,400
---------------------------------------	------------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。  
別表第2の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任						
----	--	--	--	--	--	--

用職 員		235,400	279,300	308,700	337,400	423,800
---------	--	---------	---------	---------	---------	---------

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	235,400	279,300	308,700	337,400	423,800
---------------------------------------	------------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。  
（高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正）  
**第11条** 高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。  
第10条第1項ただし書中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。  
（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

**第12条** 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。  
第6条の2の前の見出し及び第6条の3を削り、第6条の2を次のように改める。  
（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

**第6条の2** 職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第13条の4の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第9条の2」を「第5条、第6条、第9条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び11項を加える。  
（定年に関する経過措置）

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に

100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
  - (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
  - (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- 20 任命権者は、附則第18項の規定の適用を受ける職員に対して、同項の規定により給料月額が異動することになった旨を通知するものとする。
- 21 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「給料月額（以下」とあるのは「給料月額（附則第25項において」と、「とする。以下この項において「基礎給料月額」とあるのは「とする」と、「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 25 警察法第56条の4第1項の規定による任命（以下この項において「特定任命」という。）をされた職員のうち、特定日給料月額が、当該特定任命をされた日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを

100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 26 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「とする。以下この項において「基礎俸給月額」という」とあるのは「とする」と、「基礎俸給月額と特定日給料月額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 27 附則第21項又は第23項から第25項までの規定による給料を支給される職員に対する第21条第5項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第21条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第21項又は第23項から第25項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 28 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 別表第1の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員	240,700	252,600	256,900	293,100	310,500	325,200	349,400	385,300	418,100
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	240,700	252,600	256,900	293,100	310,500	325,200	349,400	385,300	418,100
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

（警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

**第13条** 警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年高知県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料」を「、その発令の日に受ける給料」に、「除く。）」を「除く。）以下この条において同じ。）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

**第1条** この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

**第2条** 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

4 第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新一般職員給与条例」という。）附則第18項から第26項までの規定、第10条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）附則第18項から第29項までの規定及び第12条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「新警察職員給与条例」という。）附則第18項から第28項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

**第3条** 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

（2） 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

（3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

（4） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

（2） 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

（3） 施行日以後に新定年条例第13条の規定により採用された者のうち、地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

（4） 施行日以後に新定年条例第14条第1項の規定により採用された者のうち、地方公務員法第22条の5第3項において準用する同法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

（5） 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

（6） 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

**第4条** 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（県が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

**第5条** 任命権者は、地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年（施行日以後に設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年をいう。以下同じ。）に達しているもの（新定年条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

**第6条** 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、地方公務員法第22条の5第3項において準用する同法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、地方公務員法第22条の5第3項において準用する同法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第14条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢等）

**第7条** 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に設置された職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

**第8条** 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に設置された短時間勤務の職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

**第9条** 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年が基準日の前日における新定年を超える職とする。

（1）基準日以後に設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している職員とする。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

**第10条** 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項から第8項までにおいて同じ。）であつて職員の給与に関する条例の適用を受けるものの給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（新定年条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下この条において同じ。）をしている暫定再任用職員であつて職員の給与に関する条例の適用を受けるものに対する前項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは、「額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用職員であつて公立学校職員の給与に関する条例の適用を受けるものの給料

月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 育児短時間勤務をしている暫定再任用職員であって公立学校職員の給与に関する条例の適用を受けるものに対する前項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは、「額に、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用職員であって警察職員の給与に関する条例の適用を受けるものの給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 6 育児短時間勤務をしている暫定再任用職員であって警察職員の給与に関する条例の適用を受けるものに対する前項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは、「額に、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 7 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用職員を除く。））」とする。
- 8 暫定再任用職員に対する第6条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用職員を除く。））」とする。
- 9 暫定再任用短時間勤務職員であって職員の給与に関する条例の適用を受けるものの給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 10 暫定再任用短時間勤務職員であって公立学校職員の給与に関する条例の適用を受けるものの給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 11 暫定再任用短時間勤務職員であって警察職員の給与に関する条例の適用を受けるものの給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、警察職員

の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 12 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、次に掲げる規定を適用する。
  - （1） 新一般職員給与条例第15条第2項
  - （2） 第5条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第23条及び第24条第1項
  - （3） 新学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書、第15条の4第2項ただし書及び第18条第2項
  - （4） 新警察職員給与条例第15条第2項
  - （5） 附則第19条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項及び第6項、第4条、第5条第2項並びに第13条第1項
  - （6） 附則第24条の規定による改正後の公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第6条の2第1項
  - （7） 附則第25条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項及び第6項、第4条、第5条第2項並びに第13条第1項
  - （8） 附則第27条の規定による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項、第4条、第5条第2項及び第13条第1項
- 13 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定の適用については、同条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。
- 14 暫定再任用短時間勤務職員は、第11条の規定による改正後の高知県警察の設置及び定員に関する条例第10条第1項の規定の適用については、同項ただし書に規定する短時間勤務の職を占める警察職員とみなす。
- 15 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、次に掲げる規定を適用する。
  - （1） 新一般職員給与条例第21条第3項
  - （2） 新学校職員給与条例第22条第3項及び第23条の2第2項
  - （3） 新警察職員給与条例第21条第3項
- 16 新一般職員給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 17 新学校職員給与条例第23条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 18 新警察職員給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤

勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

19 次に掲げる規定は、暫定再任用職員には適用しない。

- (1) 職員の給与に関する条例第5条、第6条、第9条の2から第11条まで、第11条の3、第11条の4、第13条の2及び第13条の3
- (2) 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）第3条第2号、第2号の3、第4号、第4号の2及び第11号
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）第5条から第6条の5まで及び第16条
- (4) 公立学校職員の給与に関する条例第6条、第7条、第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3
- (5) 警察職員の給与に関する条例第5条、第6条、第9条の2から第11条まで、第11条の3、第13条の2及び第13条の3

20 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項において「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「受ける者」とあるのは、「受ける者及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者」とする。

21 暫定再任用職員に対する新退職手当条例第14条第1項第2号及び第3号の規定の適用については、同項第2号中「地方公務員法第29条第3項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第8条第6項の規定によりみなして適用する地方公務員法第29条第3項」と、同号及び同項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」とあるのは「暫定再任用職員に対する免職処分」とする。

22 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

**第11条** 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年相当年齢が基準日の前日における新定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後、基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第13条又は第14条第1項の規定により採用することができず、新原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則

で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢）

**第12条** 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（60歳超臨時的任用職員等に関する経過措置）

**第13条** 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における60歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された公立学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する臨時的任用職員（以下この条において「60歳超臨時的任用職員」という。）の給料月額は、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず、暫定再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における60歳超臨時的任用職員に対して支給する期末手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第22条第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における60歳超臨時的任用職員に対して支給する勤勉手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項第2号の規定を準用する。

4 公立学校職員の給与に関する条例第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、60歳超臨時的任用職員には適用しない。

**第14条** 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間における61歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された公立学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する臨時的任用職員（以下この条において「61歳超臨時的任用職員」という。）の給料月額は、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず、暫定再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間における61歳超臨時的任用職員に対して支給する期末手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第22条第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間における61歳超臨時的任用職員に対して支給する勤勉手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項第2号の規定を準用する。

4 公立学校職員の給与に関する条例第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3の規定は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、61歳超臨時的任用職員には適用しない。

**第15条** 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間における62歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された公立学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する臨時的任用職員（以下この条において「62歳超臨時的任用職員」という。）の給料月額は、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず、暫定再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

2 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間における62歳超臨時的任用職員に対して支給する期末手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第22条第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

3 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間における62歳超臨時的任用職員に対して支給する勤勉手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項第2号の規定を準用する。

4 公立学校職員の給与に関する条例第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条

の2まで、第16条の2及び第16条の3の規定は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間、62歳超臨時的任用職員には適用しない。

**第16条** 令和10年4月1日から令和12年3月31日までの間における63歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された公立学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する臨時的任用職員（以下この条において「63歳超臨時的任用職員」という。）の給料月額、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず、暫定再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

2 令和10年4月1日から令和12年3月31日までの間における63歳超臨時的任用職員に対して支給する期末手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第22条第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

3 令和10年4月1日から令和12年3月31日までの間における63歳超臨時的任用職員に対して支給する勤勉手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項第2号の規定を準用する。

4 公立学校職員の給与に関する条例第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3の規定は、令和10年4月1日から令和12年3月31日までの間、63歳超臨時的任用職員には適用しない。

**第17条** 令和12年4月1日から令和14年3月31日までの間における64歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された公立学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する臨時的任用職員（以下この条において「64歳超臨時的任用職員」という。）の給料月額、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず、暫定再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

2 令和12年4月1日から令和14年3月31日までの間における64歳超臨時的任用職員に対して支給する期末手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第22条第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

3 令和12年4月1日から令和14年3月31日までの間における64歳超臨時的任用職員に対して支給する勤勉手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項第2号の規定を準用する。

4 公立学校職員の給与に関する条例第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3の規定は、令和12年4月1日から令和14年3月31日までの間、64歳超臨時的任用職員には適用しない。

（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第18条** 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項」に改める。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第19条** 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」）」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」）」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条、第5条第2項及び第13条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任

用短時間勤務職員」に改める。

（高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

**第20条** 高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成21年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「定めるところによる」を「定めるところによる」に改める。

第4条第2号中「地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項）」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第2条の規定により退職した場合（同条例第4条第1項）」に改める。

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第21条** 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「附則第26項」を「附則第6項」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第22条** 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「第5条の3」を「第5条の3の2」に、「附則第26項から第28項まで、附則第30項、附則第33項及び附則第34項」を「附則第6項から第8項まで」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第23条** 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第3項第1号中「禁錮以上」を「禁錮以上」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項」に改める。

（公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部改正）

**第24条** 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の1項を加える。

（定年に関する経過措置）

4 給与条例附則第24項、第26項又は第27項の規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第24項、第26項又は第27項の規定による給料の額との合計額」とする。

（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第25条** 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」）」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」）」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。



第4条、第5条第2項及び第13条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第26条** 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年高知県条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「次項」を「附則第4項」に改め、附則第3項を次のように改める。

3 公立学校職員の給与に関する条例附則第18項の規定を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「その差額」とあるのは、「その差額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第27条** 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」）を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」）」に改める。

第4条、第5条第2項及び第13条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

**第28条** 職員の再任用に関する条例（平成12年高知県条例第3号）は、廃止する。



職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第38号

##### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。」が18日以上」を「含む。第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）以上」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上」を「勤務日数が職員みなし日数以上」に改める。

##### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、令和4年11月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前

の当該勤続期間の計算については、なお従前の例による。



高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第39号

##### 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第40号

##### 高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

高知県公衆浴場法施行条例（昭和25年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第8号中「浴槽からあふれ出た湯水」を「オーバーフロー水（浴槽からあふれ出た湯水をいう。別表において同じ。）」に改め、同条第10号中「浴槽水」を「浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）」に改め、同条第13号中「別表の1に定める措置を講ずる」を「別表の1に定める構造設備の基準に適合させる」に改める。

第8条第1項第5号中「10歳以上」を「おおむね7歳以上」に改め、同項第7号中「別表の2に定める」を「別表の2に定める措置の基準に適合させた」に改め、同条第2項中「別表の2の(11)」を「別表の2の(13)」に改める。

第9条第2項第3号中「注ぎ水」を「清浄な湯水」に改める。

第10条第2項第1号中「浴槽水」を「湯水」に改める。

別表1の項(1)を次のように改める。

(1) 貯湯槽の構造の基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 貯湯槽内の湯水の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒ができる構造とすること。

イ 湯水を完全に排水することができる構造とすること。

別表1の項(2)中「そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるもの」を「かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造」に改め、同表1の項(6)中「オーバーフロー回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための槽をいう。以下「回収槽」という。）の水」を「オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（オーバーフロー水を配管により回収するための槽をいう。以下

「回収槽」という。)内の湯水」に、「回収槽は」を「オーバーフロー還水管(オーバーフロー水を回収するための管をいう。以下「還水管」という。)を直接循環配管に接続せず、回収槽は」に、「清掃及び消毒」を「内部の清掃」に、「構造になっている」を「構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられている」に改め、同表1の項(7)中「構造である」を「構造とするとともに、気泡発生装置等の点検、清掃及び排水が可能な構造とする」に改め、同表1の項(8)中「浴槽の湯」を「浴槽水」に改め、同表1の項(8)を同表1の項(11)とし、同表1の項(7)の次に次のように加える。

(8) 水位計の設置は、配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式の構造であること。

(9) 調節箱を設置する場合にあっては、調節箱は、清掃を容易に行うことができる構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設ける等塩素系薬剤等で消毒することができるようにすること。

(10) 配管内の湯水を完全に排水することができるような構造とすること。

別表2の項(1)中「貯湯槽の」を「貯湯槽内の湯水の」に改め、同表2の項(3)中「湯水又は原湯」を「浴槽水又は清浄な湯水」に改め、同表2の項(4)中「浴槽水」を「浴槽」に、「換水する」を「換水及び清掃を行う」に、「循環ろ過装置」を「循環式浴槽」に改め、同表2の項(5)中「循環ろ過装置」を「循環式浴槽」に、「逆洗浄して汚れ」を「逆洗浄等の方法で洗浄し、ろ過器内のごみ、汚泥等」に、「ろ過器及び」を「浴槽、ろ過器及び」に、「消毒方法」を「方法」に改め、「浴槽の清掃及び」を削り、同表2の項(6)を次のように改める。

(6) 1年に1回程度循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合は、適切な方法で除去し、消毒を行うこと。

別表2の項(15)を同表2の項(20)とし、同表2の項(14)を同表2の項(19)とし、同表2の項(13)の次に次のように加える。

(18) 循環式浴槽を使用している場合にあっては、浴槽水があるときは、ろ過器及び消毒装置を作動させるよう努めること。

別表2の項(13)を同表2の項(17)とし、同表2の項(12)の次に次のように加える。

(15) 気泡発生装置等は、適宜消毒及び清掃を行い、内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

(16) シャワー設備は、適宜通水し、清掃を行うこと。

別表2の項(12)中「回収槽の水」を「オーバーフロー水及び回収槽内の湯水」に、「回収槽の壁面」を「還水管及び回収槽の内部」に、「回収槽の水の塩素消毒等を行う」を「別途、回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒する」に改め、同表2の項(12)を同表2の項(14)とし、同表2の項(11)中「循環ろ過装置」を「循環式浴槽」に、「塩素消毒」を「塩素系薬剤によるもの」に、「保管すること」を「保管すること。ただし、水道事業等により供給される清浄な湯水のみを使用し、循環式浴槽を使用せず、使用の都度換水し、清掃する場合は、この限りでない」に改め、同表2の項(11)を同表2の項(13)とし、同表2の項(10)中「洗い場の湯栓及びシャワーへ湯水を送る」を削り、「清掃」を「生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒」に改め、同表2の項(10)を同表2の項(12)とし、同表2の項(9)の次に次のように加える。

(11) 水位計配管は、定期的に生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

別表2の項(9)を同表2の項(10)とし、同表2の項(8)を同表2の項(9)とし、同表2の項(7)中「(6)の本文」を「(7)の本文」に改め、同表2の項(7)を同表2の項(8)と

し、同表2の項(6)の次に次のように加える。

(7) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、次に掲げる消毒方法の区分に応じ、それぞれ次に定める措置を講ずるとともに、当該測定結果は、測定の日から3年間保管すること。ただし、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業、同条第3項に規定する簡易水道事業又は同条第6項に規定する専用水道(以下「水道事業等」という。)により供給される清浄な湯水のみを使用し、循環式浴槽を使用せず、使用の都度換水し、清掃する場合、湯水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用することができない場合、湯水のpHが高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であって他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が認めるときは、この限りでない。

ア 遊離塩素により消毒を行う場合 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.4ミリグラム程度に保ち、かつ、当該濃度が最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めること。

イ 結合塩素のモノクロロミンにより消毒を行う場合 浴槽水中のモノクロロミン濃度を頻繁に測定して、1リットル中3.0ミリグラム程度に保つこと。

別表備考1中「湯水」を「浴槽水」に、「汚れ」を「ごみ、汚泥等」に改め、同表備考3を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県公衆浴場法施行条例別表の1の(1)及び(6)から(10)までの規定(以下この項において「改正後の規定」という。)は、この条例の施行の際現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の許可を受けて浴場業を営む者又は同項の許可を申請している者がその営業の用に供し、又は供することとしている施設については、改正後の規定が適用されることとなる設備の新設又は更新が行われるまでの間は、適用しない。

高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第41号

##### 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

高知県旅館業法施行条例(平成5年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第2号中「別表の1の基準」を「別表の1に定める構造設備の基準」に改める。

第6条第1項第3号ウ中「別表の2の」を「別表の2に定める措置の基準に適合させた」に改め、同条第2項中「別表の2の(11)」を「別表の2の(13)」に改める。

別表1の項(1)を次のように改める。

(1) 貯湯槽の構造の基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 貯湯槽内の湯水の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒ができる構造とすること。

イ 湯水を完全に排水することができる構造とすること。

別表1の項(2)中「そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるもの」を「かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造」に改め、同表1の項(3)中「浴槽水」を「浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)」に改め、同表1の項(6)中「オーバーフロー回収槽(浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための槽をいう。以下「回収槽」という。)の水」を「オーバーフロー水(浴槽からあふれ出た湯水をいう。以下同じ。)及びオーバーフロー回収槽(オーバーフロー水を配管により回収するための槽をいう。以下「回収槽」という。)内の湯水」に、「回収槽は」を「オーバーフロー還水管(オーバーフロー水を回収するための管をいう。以下「還水管」という。)を直接循環配管に接続せず、回収槽は」に、「清掃及び消毒」を「内部の清掃」に、「構造になっている」を「構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられている」に改め、同表1の項(7)中「構造である」を「構造とするとともに、気泡発生装置等の点検、清掃及び排水が可能な構造とする」に改め、同表1の項(8)中「浴槽の湯」を「浴槽水」に改め、同表1の項(8)を同表1の項(11)とし、同表1の項(7)の次に次のように加える。

(8) 水位計の設置は、配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式の構造であること。

(9) 調節箱を設置する場合にあっては、調節箱は、清掃を容易に行うことができる構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設ける等塩素系薬剤等で消毒することができるようにすること。

(10) 配管内の湯水を完全に排水することができるような構造とすること。

別表2の項(1)中「貯湯槽の」を「貯湯槽内の湯水の」に改め、同表2の項(3)中「湯水又は原湯」を「浴槽水又は清浄な湯水」に改め、同表2の項(4)中「浴槽水」を「浴槽」に、「換水する」を「換水及び清掃を行う」に、「循環ろ過装置」を「循環式浴槽」に改め、同表2の項(5)中「循環ろ過装置」を「循環式浴槽」に、「逆洗浄して汚れ」を「逆洗浄等の方法で洗浄し、ろ過器内のごみ、汚泥等」に、「ろ過器及び」を「浴槽、ろ過器及び」に、「消毒方法」を「方法」に改め、「浴槽の清掃及び」を削り、同表2の項(6)を次のように改める。

(6) 1年に1回程度循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合は、適切な方法で除去し、消毒を行うこと。

別表2の項(15)を同表2の項(20)とし、同表2の項(14)を同表2の項(19)とし、同表2の項(13)の次に次のように加える。

(18) 循環式浴槽を使用している場合にあっては、浴槽水があるときは、ろ過器及び消毒装置を作動させるよう努めること。

別表2の項(13)を同表2の項(17)とし、同表2の項(12)の次に次のように加える。

(15) 気泡発生装置等は、適宜消毒及び清掃を行い、内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

(16) シャワー設備は、適宜通水し、清掃を行うこと。

別表2の項(12)中「回収槽の水」を「オーバーフロー水及び回収槽内の湯水」に、「回収槽の壁面」を「還水管及び回収槽の内部」に、「回収槽の水の塩素消毒等を行う」を「別途、回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒する」に改め、同表2の項(12)を同表2の項(14)とし、同表2の項(11)中「循環ろ過装置」を「循環式浴槽」に、「塩素消毒」を「塩素系薬剤によるもの」に、「保管すること」を「保管すること。ただし、水道事業等により供給される清浄な湯水のみを使用し、循環式浴槽を使用せず、使用の都度換水し、

清掃する場合は、この限りでない」に改め、同表2の項(11)を同表2の項(13)とし、同表2の項(10)中「洗いの湯水及びシャワーへ湯水を送る」を削り、「清掃」を「生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒」に改め、同表2の項(10)を同表2の項(12)とし、同表2の項(9)の次に次のように加える。

(11) 水位計配管は、定期的に生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

別表2の項(9)を同表2の項(10)とし、同表2の項(8)を同表2の項(9)とし、同表2の項(7)中「(6)の本文」を「(7)の本文」に改め、同表2の項(7)を同表2の項(8)とし、同表2の項(6)の次に次のように加える。

(7) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、次に掲げる消毒方法の区分に応じ、それぞれ次に定める措置を講ずるとともに、当該測定結果は、測定の日から3年間保管すること。ただし、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業、同条第3項に規定する簡易水道事業又は同条第6項に規定する専用水道(以下「水道事業等」という。)により供給される清浄な湯水のみを使用し、循環式浴槽を使用せず、使用の都度換水し、清掃する場合、湯水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用することができない場合、湯水のpHが高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であって他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が認めるときは、この限りでない。

ア 遊離塩素により消毒を行う場合 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.4ミリグラム程度に保ち、かつ、当該濃度が最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めること。

イ 結合塩素のモノクロラミンにより消毒を行う場合 浴槽水中のモノクロラミン濃度を頻繁に測定して、1リットル中3.0ミリグラム程度に保つこと。

別表備考1中「湯水」を「浴槽水」に、「汚れ」を「ごみ、汚泥等」に改め、同表備考3を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県旅館業法施行条例別表の1の(1)及び(6)から(10)までの規定(以下この項において「改正後の規定」という。)は、この条例の施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者又は同項の許可を申請している者がその営業の用に供し、又は供することとしている施設については、改正後の規定が適用されることとなる設備の新設又は更新が行われるまでの間は、適用しない。

高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第42号

##### 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例

高知県民生委員定数条例(平成27年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。  
本則第3号中「133人」を「134人」に改め、本則第6号中「73人」を「74人」に改め、本則第9号中「116人」を「119人」に改め、本則第23号中「52人」を「50人」に改め、本

則第26号中「32人」を「30人」に改め、本則第33号中「54人」を「56人」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第43号

##### 高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例

高知県子ども・子育て支援会議設置条例（平成25年高知県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第4項」を「第72条第4項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第44号

##### 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

高知県都市計画法施行条例（平成12年高知県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第33条第2項」を「第33条第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）」に、「第28条の2並びに第26条、第28条」を「第26条（政令第36条第2項の規定により同条第1項第1号に規定する基準の適用について準用する場合を含む。）」、第28条（政令第36条第2項の規定により同条第1項第1号に規定する基準の適用について準用する場合を含む。）」、第28条の2」に、「準用される」を「準用する」に改める。

第6条中「第33条第3項」を「第33条第3項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）」に改める。

第7条の見出し中「に基づく」を「に規定する予定される建築物の用途及び」に改め、同条中「第33条第4項」を「第33条第4項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）」に、「100平方メートル」を「100平方メートル」に改める。

第8条第1項中「第34条第1号」を「第34条第1号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第2項第5号中「前条第3号の」を「前条第3号に掲げる」に改める。

第9条中「第34条第2号」を「第34条第2号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）」に、「区分ごとに」を「区分に応じ、それぞれ」に改め、同条第2号中「第2条第1項第1号の」を「第2条第1項第1号に規定する」に、「第2条第1項の」を「第2条第1項に規定する」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「第29条の7第1号」を「第29条の8第1号」に改める。

第11条中「第34条第11号」を「第34条第11号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。次条において同じ。）」に、「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9各号に掲げる」に改め、同条第4号中「第2条第18号の」を「第2条

第18号に規定する」に改める。

第12条第2号ア中「の要件」を「に掲げる要件」に改める。

第13条の見出し中「に規定する」を「に規定する区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める」に改め、同条中「第34条第12号」を「第34条第12号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）」に、「市街化調整区域のうち政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の区域で行う次に掲げる開発行為で、規則で定める基準に適合するもの」を「次の各号に掲げる開発行為（規則で定める基準に適合するものに限る。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域で行う開発行為」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 次に掲げる開発行為 市街化調整区域のうち、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の区域

ア 市街化調整区域に居住している世帯から当該世帯を構成している者又は当該世帯を構成していた者が、当該市街化調整区域に婚姻等により別世帯を構成する場合において、第7条第1号に掲げる建築物を建築するための開発行為

イ 区域区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画の変更によりその区域が市街化調整区域とされた日前から引き続き宅地として利用されていたことを確認することができる土地に第7条各号に掲げる建築物のいずれかを建築するための開発行為

ウ 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業の施行に伴い、建築物を移転するための開発行為

エ 用途の変更を伴わない建築物を増築し、又は改築するための開発行為

オ 法第29条第1項第3号に規定する建築物に準ずる適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物を建築するための開発行為

カ 災害危険区域（建築基準法第39条第1項の災害危険区域をいう。）等に存する建築物を移転するための開発行為であって、当該移転が次のいずれかに該当するもの。ただし、当該建築物が市街化調整区域内に存する場合にあっては、(エ)に該当するときに限る。

(ア) 地方公共団体が実施する崖地近接等危険住宅移転事業による補助対象となる移転

(イ) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第1項及び第2項の規定により作成され、又は変更された関連事業計画に基づく移転

(ウ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項の勧告に基づく移転

(エ) 建築基準法第10条第1項の勧告又は同条第2項若しくは第3項の命令に基づく移転

(2) 次に掲げる開発行為 市街化調整区域のうち、政令第29条の9各号に掲げる区域以外の区域

ア 大規模指定集落に第7条第1号に掲げる建築物を建築するための開発行為

イ 大規模指定集落に第7条第2号に掲げる建築物を建築するための開発行為

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第35条の2の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分

がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の高知県都市  
計画法施行条例第11条及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。